

愛知県地域防災計画の修正（案）の概要

愛知県地域防災計画

災害対策基本法に基づき、愛知県防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならない。

主な修正内容

災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

- 避難勧告・避難指示の一本化等
 - ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方を包括的に見直し
 - ・1～5の警戒レベルに対応した、「住民がとるべき行動」と「行動を促す情報」を整理
- 広域避難に関する事項
 - ・広域避難に係る県及び市町村間の協議について整理
 - ・円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練を実施
- 個別避難計画の作成
 - ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における感染症対策
 - ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- 避難所開設・運営訓練の実施
 - ・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- パーティション等の備蓄の促進
 - ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
 - ・平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
 - ・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 派遣・応援員等の感染症対策
 - ・派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底
 - ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

その他最近の国の施策等を踏まえた修正

- 災害対応業務のデジタル化の推進
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 など

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ^{※1}
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 ^{（注）}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	高齢者等避難
2	災害のおそれ	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮は警戒 ^{（注）}
1	警戒レベル2以上の災害のおそれ	災害への心構えを高める	平常注意情報 ^{（注）}

※1 市町村が災害の状況を確認し、把握できるものではない層の層別から、警戒レベル5は必ず安全確保されるものではない。
 ※2 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ、通常の行動を要する層の層別を踏まえて自主的に避難するタイミングである。
 （注） 避難指示は、令和3年の災害対策基本法の改正によるタイミングで発令される。

出典：避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））